

民間流通麦の入札業務細則

制定	平成 11 年 9 月 3 日	改正	平成 19 年 7 月 5 日
改正	平成 12 年 6 月 28 日	改正	平成 24 年 9 月 18 日
改正	平成 13 年 6 月 27 日	改正	平成 25 年 8 月 23 日
改正	平成 15 年 6 月 26 日	改正	平成 30 年 6 月 28 日
改正	平成 16 年 6 月 8 日	改正	令和元年 8 月 20 日
改正	平成 18 年 8 月 10 日	改正	令和 3 年 6 月 11 日

(目的)

第 1 条 この業務細則は、一般社団法人全国米麦改良協会（以下「改良協会」という。）が行う民間流通麦の入札に関し定めた民間流通麦の入札業務規程（以下「規程」という。）の実施細則を定めるものとする。

(売り手の登録申請)

第 2 条 規程第 4 条第 1 項の登録を受けようとする者は、別記様式第 1 号の申請書を 7 月 1 日までに、改良協会に提出し登録を受けなければならない。

(買い手の登録申請)

第 3 条 規程第 5 条第 1 項の登録を受けようとする者は、次に掲げる書類を 7 月 1 日までに、改良協会に提出し登録を受けなければならない。

- (1) 別記様式第 2 号の申請書
- (2) 申請者が団体の場合にあつては、その傘下の企業及び組合員等をすべて記載した書面
- (3) 定款又は寄附行為
- (4) 履歴事項全部証明書

(登録簿)

第 4 条 改良協会は、前 2 条の申請があつたときは、次に掲げる事項を登録簿に記載し、これを改良協会内に備えるものとする。

- (1) 売り手
登録番号 登録年月日 住所 氏名又は名称及び代表者
- (2) 買い手
登録番号 登録年月日 住所 氏名又は名称及び代表者 買受け希望麦種及び用途

(登録証の交付)

第5条 改良協会は、第2条又は第3条の登録を行った場合は、別記様式第3号又は第4号の登録証を作成し、これを当該登録を受けた者に交付する。

(登録の特例)

第6条 規程第4条第1項又は第5条第1項の登録を受けた売り手及び買い手は、第4条の各号及び担当者氏名、電話番号等に変更があった場合は、別記様式第5号により、速やかに改良協会に届け出るものとする。

2 前年産について規程第4条第1項又は第5条第1項の登録を受けた者（登録を受けた者とみなされた者を含む。）のうち、前項の届け出を行った者又は当該登録に係る内容の変更がない者に限り、その後の年産についても第4条第1項又は第5条第1項の登録を受けた者とみなす。ただし、3年間連続して民間流通麦入札に参加実績の無かった者又は廃業等により事業廃止した者については、登録を抹消する。

(都道府県内における流通比率の高い銘柄)

第7条 規程第6条第1項ただし書の業務細則で定める比率は、100分の80とする。

(入札上場数量及び再入札上場の申出)

第8条 規程第6条第2項（規程第7条第2項及び第8条第2項において準用する場合を含む。）の業務細則で定める日は、情報交換のためには種前に開催される民間流通連絡協議会の翌日とし、別記様式第6号により入札上場数量を申し出るものとする。

2 売り手は、不落札の場合において再入札を希望するときは、規程第17条の再入札上場銘柄及び再入札上場数量並びに規程第13条第3項の再入札に係る入札の値幅を別記様式第7号により速やかに改良協会に申し出るものとする。

(地域区分別銘柄)

第9条 規程第8条第1項の規定により申し出を行う場合には、申請者は別記様式第8号の申請書に次の書類を添付して、情報交換のためには種前に開催される民間流通連絡協議会の開催日の翌日までに改良協会に申し出るものとする。

- (1) 作付け、生産及び出荷の状況
- (2) 地域区分上場が必要な理由

(買い手への入札上場数量の通知)

第10条 規程第9条の業務細則で定める日は、第1回入札実施期日の10日前までとする。

(入札)

第11条 買い手は、別記様式第9号の入札書及び別記様式第10号の入札書の総括表によ

り入札の申込を行うものとする。

- 2 規程第 10 条第 2 項の郵送又は宅配便による申込みについては、入札の実施期日の前日までに改良協会に必着することとする。

(特定の買い手に係る申込限度数量の算定基礎)

第 12 条 規程第 15 条第 5 項の買い手別入札申込限度数量は、当該買い手の買受実績数量に相続又は合併により承継した需要者の買受実績数量を加えた数量を基礎として同条第 2 項に規定する算式により算出した数量とする。

(入札結果の公表の方法)

第 13 条 規程第 21 条第 1 項の落札加重平均価格の公表は、改良協会のホームページに掲示することにより行う。

- 2 規程第 21 条第 2 項の入札結果の公表は、規程第 4 条又は第 5 条の登録を受けた売り手及び買い手に対して通知するほか、改良協会のホームページに掲示することにより行う。

附則

この改正細則は令和 4 年産麦の入札から適用する。

別記様式第1号（第2条関係）

登 録 申 請 書

令和 年 月 日

一般社団法人 全国米麦改良協会
会 長 殿

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

印

民間流通麦の入札業務規程第4条第1項の規定（売り手の登録）により、民間流通麦を上場することについて、貴協会の登録を受けたいので申請します。

別記様式第2号（第3条関係）

登 録 申 請 書

令和 年 月 日

一般社団法人 全国米麦改良協会
会 長 殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

民間流通麦の入札業務規程第5条第1項の規定（買い手の登録）により、民間流通麦を買い受けることについて、貴協会の登録を受けたいので申請します。

記

1 麦 種

2 用 途

別記様式第3号（第5条関係）

登 録 番 号				
---------	--	--	--	--

登 録 証（売 り 手）

住 所
氏名又は名称

民間流通麦の入札業務規程第4条第1項の規定により、民間流通麦の入札に係る売り手の登録を受けた者であることを証する。

令和 年 月 日

一般社団法人 全国米麦改良協会

会 長 印

別記様式第4号（第5条関係）

登 録 番 号				
---------	--	--	--	--

登 録 証（買 い 手）

住 所
氏名又は名称

民間流通麦の入札業務規程第5条第1項の規定により、民間流通麦の入札に係る買い手の登録を受けた者であることを証する。

令和 年 月 日

一般社団法人 全国米麦改良協会

会 長 印

別記様式第5号（第6条関係）

登録事項等変更届け出書

令和 年 月 日

一般社団法人 全国米麦改良協会
会 長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

民間流通麦の入札業務規程第4条第1項又は第5条第1項の規定による、登録事項等について下記のとおり変更がありましたので、お届けします。

記

事 項	変更前	変更後	変更年月日
郵便番号及び住所	〒	〒	
氏名又は名称			
代表者氏名			
麦種（買い手のみ）			
用途（買い手のみ）			
電話番号			

別記様式第6号（第8条関係）

民間流通麦の入札上場数量の申出書

令和 年 月 日

一般社団法人 全国米麦改良協会
会 長 殿

住 所
名 称
代表者氏名

民間流通麦の入札業務規程第6条及び第7条の規定により、令和 年産の民間流通麦に係る入札上場数量を下記のとおり申出します。

記

(単位：トン、%)

麦種	産地	銘柄	地域区分	販売予定数量	上場比率	入札上場数量	
						第1回	第2回

別記様式第7号（第8条関係）

民間流通麦の再入札上場銘柄等の申出書

令和 年 月 日

一般社団法人 全国米麦改良協会
会 長 殿

住 所
名 称
代表者氏名

民間流通麦の入札業務規程第13条第3項及び第17条第2項の規定により、
令和 年産の民間流通麦に係る再入札上場銘柄等を下記のとおり申出します。

記

（単位：率：±%、数量：トン）

麦種	産地	銘柄	地域区分	希望値幅 (率)	入札上場数量

別記様式第8号（第9条関係）

地域区分上場申請書

令和 年 月 日

一般社団法人 全国米麦改良協会
会 長 殿

住 所
名 称
代表者氏名

民間流通麦の入札業務規程第8条第1項の規定により、下記のとおり地域区分別に入札に付することを希望するので申請します。

記

地域区分別銘柄	地域区分	左の地域区分に含まれる支庁、郡、市町村名

別記様式 9 号 (第 11 条関係)

入 札 書

民間流通麦の入札業務規程に基づき、令和 年産麦 (第 回) の 入札申込みをいたします。					登録番号 <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; width: 100px; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 15px;"></td> <td style="width: 15px;"></td> <td style="width: 15px;"></td> <td style="width: 15px;"></td> <td style="width: 15px;"></td> <td style="width: 15px;"></td> </tr> </table>							名 称 代表者氏名			
産 地	銘 柄	地域区分	コード												
売り手 (略称)	売り手登録番号	申込買受希望価格	申込買受希望数量 (10 トンを 1 口単 位)	参 考				上場数量	基準価格	上限価格	下限価格				
		円	口	口数 (トン)											
		円	口	口数 (トン)											
		円	口	口数 (トン)											
(注) 申込買受希望価格は、円/トン当たりで消費税相当額を除く価格とする。															

